

第 27 回参議院議員通常選挙

選挙公報配布業務仕様書

八尾市選挙管理委員会

1 業務名

第 27 回参議院議員通常選挙に係る選挙公報配布業務

2 業務内容

第 27 回参議院議員通常選挙に係る選挙公報（ブランケット版（選挙区選挙公報及び比例代表選挙公報の 2 種類））を八尾市内全域に配布する。

3 配布件数

132,000 部

4 選挙公報納品予定日

公示日の数日後

※ 大阪府選挙管理委員会指定の印刷業者から納品される。

5 配布期間

すべての選挙公報が納品された日から 5 日間で配布を完了させること。（期間厳守）

※ 配布のための予備日：配布終了予定日の翌日

※ 予備日は、配布期間内に配布できない気象状況や天災その他特段の事由が発生した場合に限りにおいての予備日とする。

6 配布区域・配布対象

(1) 八尾市内全域の実世帯（128,566 世帯／令和 7 年 2 月末現在世帯数）

⇒ 納品後、直ちに配布

住民基本台帳の有無にかかわらず、居住していると思われる家屋すべての他、寄宿舍、社員寮、学生寮、アパート等。

上記の件は、配布漏れのないよう配布員に注意を促すこと。

(2) 当委員会が指定する施設及び配布日等

①八尾市選挙管理委員会（期日前投票所）…………… 400 部

⇒ 納品後、直ちに送致すること。

②八尾市各コミュニティセンター等（15 箇所、各 30 部、計 450 部）

A. 龍華コミュニティセンター（八尾市南太子堂 2 丁目 1 番 45 号）… 30 部

B. 久宝寺コミュニティセンター（八尾市北久宝寺 2 丁目 1 番 1 号）… 30 部

C. 桂人権コミュニティセンター（八尾市桂町 2 丁目 37 番地）………… 30 部

D. 大正コミュニティセンター（八尾市若林町 3 丁目 27 番地）………… 30 部

E. 山本コミュニティセンター（八尾市山本町 1 丁目 8 番 11 号）… 30 部

F. 竹渚コミュニティセンター（八尾市竹渚東 4 丁目 3 番地の 2）… 30 部

G. 南高安コミュニティセンター（八尾市恩智中町 4 丁目 232 番地）… 30 部

- H. 高安コミュニティセンター（八尾市千塚3丁目180番地の2）・・・30部
I. 曙川コミュニティセンター（八尾市八尾木4丁目11番地）・・・30部
J. 志紀コミュニティセンター（八尾市志紀町西1丁目8番地の2）・・・30部
K. 緑ヶ丘コミュニティセンター（八尾市緑ヶ丘1丁目2番地）・・・30部
L. 八尾市立総合体育館（八尾市青山町3丁目5番24号）・・・30部
M. 八尾市生涯学習センター（八尾市旭ヶ丘5丁目85番地の16）・・・30部
N. 八尾市立病院（八尾市龍華町1丁目3番1号）・・・30部
O. 安中人権コミュニティセンター（八尾市安中町8丁目5番30号）30部
⇒ 全て納品の翌日までに送致すること。

- ③八尾市内不在者投票指定施設（59箇所）各20部・・・1,180部
⇒ 全て納品の翌日までに送致すること。

※別紙「不在者投票所指定施設一覧表（八尾市）」参照

※②③については事前に八尾市指定の封筒を渡すので、これを利用し送致すること。

なお、配布に係る予備分については、相当数提供する予定である。

7 事前打合せ及び工程表の提出について

- (1) 配布エリアの区域割り、公報紙の納品場所、事前準備、作業工程につき、事前に打合せを行うこと。
- (2) 打合せ後の早い時期に、エリア地図、エリア別世帯数、作業工程表、配布員名一覧表を提出すること。

8 納品について

- (1) 選挙公報はビニールに梱包されて、大阪府選挙管理委員会指定の印刷業者から直接納品される。なお、納品後、参議院比例代表選出議員選挙分を外側に、参議院大阪府選出議員選挙分を内側になるようセットすること。
- (2) 納品場所については、別途協議するものとする。
- (3) 納品場所は、受託者の責任で確保し、場所は1箇所、契約期間中は同一場所とする。
- (4) 納品後は、紛失・盗難・焼失・汚損・水濡れ等の事故に注意し保管すること。
- (5) 受託者は事故等により必要部数に不足が生じた場合、速やかに当委員会に報告すること。
- (6) 配布業務終了後の残部については、全て当委員会に納品すること。

9 配布作業について

- (1) 作業工程表に基づき、計画的な配布を心がけること。
- (2) 公報紙の配布は、配布員により直接配布すること。
- (3) 配布漏れの無いよう、確実に配布すること。そのため、配布員には担当区域の住宅

地図等を持たせ、配布箇所の配布日、午前・午後の別などを判別できるよう消し込み等のチェックをし、後日、未配布等苦情処理の際の資料とすること。

- (4) 配布作業は、原則として、午前6時から午後8時までとすること。
- (5) 配布部数は、原則として1戸（1世帯）に1部とする。但し、表札が2以上ある場合及びポストが複数ある場合等、複数世帯と思われる場所については、その数だけ配布すること。また、独身寮等の場合は、管理人に確認のうえ、必要部数を配布すること。
- (6) 雨天時に配布する場合は、公報紙が雨に濡れないようビニール袋に入れて配布する等、濡れないようにすること。
- (7) 配達時に公報紙が汚損、破損、紛失、盗難等のないよう、十分に留意すること。
- (8) 汚損・破損・水濡れ等のあった公報紙は配布しないこと。
- (9) ポスト等に郵便物が溜まっている等、明らかに居住していない、または空き家であると判別できる場合は配布しないこと。
- (10) マンション・アパート等は、原則集合ポストへの配布とする。集合ポストの無いマンション・アパート等はドアポストへの配布とする。
- (11) オートロック式マンションの場合は、管理人の許可を得たうえで、集合ポストへ配布すること。

10 配布の確認・報告について

- (1) 配布開始日から配布完了の日までの間は、毎日エリア別に、配布部数等を記載した配布状況報告書を作成し、メール等により報告すること。
- (2) 配布業務完了時には、速やかに正確な配布部数を当委員会に報告すること。
- (3) 配布業務完了報告書と同時に、配布漏れの苦情等の件数一覧表を作成し、当委員会へ報告すること。

11 配布漏れ等の対応について

- (1) 選挙人から未配布等の苦情、問い合わせ等があった場合は、対応できる体制を整え、迅速に再配布等を行うこと。また、その体制を事前に報告すること。
- (2) 未配布等の苦情処置については、その顛末を配布後、直ちに当委員会へ報告すること。
- (3) 配布漏れ世帯等に配布する場合は、原則手渡しで配布すること。
- (4) 未配布等の苦情対応として、次の期間は八尾市選挙管理委員会事務局に受注者の職員を待機させ、未配布の連絡があった世帯へ1時間以内に配布すること。また、配布員の名簿・緊急連絡先を事前に報告すること。なお、八尾市近隣に受注者の事務所がある等、八尾市選挙管理委員会事務局に受注者の職員を待機させた場合と同様の対応をとることができ、八尾市選挙管理委員会事務局が許可した場合はこの限りではない。

待機年月日	待機時間	待機職員
選挙期日の前日	午前8時～午後8時	2名
選挙期日の当日	午前7時～午後7時	2名

12 その他注意事項

- (1) 配布期間内に配布を完了すること。
- (2) 各業務の執行にあたっては、諸法令を遵守すること。
- (3) 選挙公報に当委員会が指定しない配布物を折り込み、同時に配布しないこと。
- (4) 業務の履行上、知り得た内容を第三者に漏らさないこと。その内容については、本契約終了後も同様に秘密を厳守すること。
- (5) 受託者は本契約終了後、業務上知り得た注意事項等の情報一覧表（原本・コピーの全て）を当委員会へ返却すること。
- (6) 本業務を第三者に履行させ、また、再委託しないこと。
- (7) 配布作業従事者の作業中に生じた事故、その他一切の責任は受注者が負うこと。
- (8) 配布作業従事者に未成年を使用しないこと。
- (9) 配布時においては、親切丁寧な対応をすること。
- (10) 万一、誤配があった場合は、受注者において回収・交換等一切の責任を負うこと。

13 定めのない事項について

契約書、仕様書に定めのないものについては、その都度双方が協議して定める。